

## 参加意思確認書の提出を求める公示

2020年7月9日

独立行政法人国際観光振興機構  
理事長 清野 智

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1 業務概要

- (1) 業務名 2020年度人材紹介業務契約
- (2) 業務概要 管理部門又は情報システム部門での業務に従事する専門職員の採用に係る人材紹介業務
- (3) 履行期間 契約締結の日から2020年12月31日まで

### 2 業務目的

当機構管理部門及び情報システム部門における専門職員の採用を目的とする。

### 3 応募要件

- (1) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度の資格審査結果通知書（全省庁統一参加資格）を有する者。
- (2) 独立行政法人国際観光振興機構契約事務実施細則第26条の規定に該当しない者。
- (3) 当機構から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 職業安定法第30条第1項の許可を受けた者。

### 4 手続き等

- (1) 担当部及び関連情報を入手するための照会窓口

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーセ

独立行政法人国際観光振興機構 総務部人事グループ 高橋・若林

電話 03-5369-3340 電子メール saiyo@jnto.go.jp

- (2) 仕様書の交付期間、場所

交付期間：2020年7月9日（木）から2020年7月29日（水）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日。）を除く毎日、10時00分から17時00分（ただし12時00分から13時00分の間を除く）まで。

交付場所：〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーセ 1階総合受付

希望者には電子メールにより交付する。末尾の問い合わせ先まで電子メールにて依頼すること。

- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所

- ・提出期限：2020年7月30日（木）17時00分まで
- ・提出先：（1）に同じ。
- ・提出方法：
  - ① 提出書類を封筒に入れ封印し、かつ、氏名（法人の場合はその名称）及び「7月30日提出期限[2020年度人材紹介業務契約]」と朱書し、提出期限までに（1）に示す場所まで持参すること。
  - ② ①のほか、郵便（書留郵便に限る）及び宅配便貨物（配達記録の出来るものに限る）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「7月30日提出期限[2020年度人材紹介業務契約]参加意思確認書」の旨朱書し、中封筒には持参する場合と同様に氏名等を朱書し、提出期限までに到着するよう、（1）の担当者：高橋・若林 あて を明記のうえ送付すること。
  - ③ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による参加意思確認書の提出は認めない。

参加意思確認書への添付書類：

- ア) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度全省庁統一資格の写し 1部
- イ) 職業安定法第30条第1項の許可書の写し 1部
- ウ) 見積書 1部

## 5 その他

- (1) 要件については、別途配布する「仕様書」による。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

## 6 契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高。

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上

問い合わせ先：独立行政法人国際観光振興機構 総務部人事グループ 高橋・若林 電話：03-5369-3340 電子メール：saiyo@jnto.go.jp
---